

特記仕様書

平成26年度 町単独歩道改良事業 測量設計業務委託
町道2・51号線 箕輪町 沢

1. 本業務は平成26年度以降に行われる歩道改良工事のための測量設計業務委託である。
町道2・51号線 箕輪町における業務委託に適用する。本特記仕様書、公共測量作業規定、長野県公共測量作業規定のほか長野県公式ホームページにある共通仕様書を基準書とする。
(参考 <http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/gikan/system/shiyou/shiyosyo-sokusetsu.htm>)
工事実施内容については次を予定しているので、本工事遂行を目的とする路線測量・詳細設計を実施されたい。
歩道改良工 L=335m (現在のマウントアップ型歩道をフラット型歩道として、自由勾配側溝700型を基本とする改良工事を想定)
2. 履行期間は道路詳細設計業務を含み入札通知のとおりとし、平成26年12月18日までに納品のこと。
なお、地元区、隣接地権者、他関係機関との打合せ・協議をしながら作業を実施するので予め承知のこと。
3. 調査対象地域は、別図のとおりである。
路線測量L=335m、詳細設計L=335m
4. 業務内容については次のとおりとする。
なお、作業実施前に必ず業務計画書を提出されたい。(提出前の作業開始はいかなる理由があっても認めない)

「測量業務」

(1) 作業計画

作業計画は、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごと作成する。(作業内容の把握、資料の収集、作業方法、作業工程、作業班編成、使用機器、安全管理)
測量業務実施にあたり打合せを行うものである。(当初・中間・最終の最低3回)
実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。

(2) 現地踏査

測量箇所について、作業前に現地を確認する作業である。測量支障物件、付近の現況等について確認を行うこと。必要に応じて現地随行のうえ説明します。

(3) 現地測量

施工予定地について、縮尺1/250の平面図を作成する。

(4) 4級基準点測量

(5) 仮BM設置測量

縦断測量及び横断測量に必要な水準点を現地に設置する。

(6) 縦断測量

中心杭等の標高を定め、縦断面図を作成する。測点間隔は20mを基本とするが、変化点についても追加のうえ測量すること。

(7) 横断測量

中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面図を作成する。測量幅員は概ね20m、測点間隔は20mを基本とするが、変化点についても追加のうえ測量す

ること。既設構造物の位置・高さ・幅等には特に注意すること。

「設計業務」

同時発注の路線測量結果に基づき、側溝等の各種構造部他の設計を含めた詳細設計を実施するものとする。

補修を含め、経済性・施工性等を十分比較検討し、工法決定をすること。

地元区役員・隣接土地所有者等に設計案を提示し、協議する場合もあるので、予め了承のこと。また、設計案についても地元住民・隣接土地所有者、長野県公安委員会等と協議を行う。

施工時期が次年度以降継続して実施となるため、納品後計画変更などが生じた場合は別途協議・図面作成を依頼することがあるので留意すること。

(1) 設計計画

業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 平面・縦断設計

平面図に基づき、車道部・車道端の線形に合わせ、構造物、用排水路、排水流向などについて、その断面、位置、取り合いなど必要な全ての設計を行う。実測縦断により、20m毎の測点及び変化点について路面の高さ及び車道の高さと整合を測り計画高を設計する。

(3) 横断設計

実測横断面に基づき、縦断面図と同一地点において計画高または現道高より先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取り合い及び幅杭位置等を横断面図に必要な全ての構造物を設計する。

(4) 道路付帯構造物・小構造物設計

原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できる石積擁壁またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下又は高さ1.5m以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の設計（取り合い等）を行う。ただし、土留擁壁については安定計算及び応力計算を要する。

(5) 設計図

実測図（平面・縦断・横断面図）を基に、平面図、縦断面図、標準横断面図、横断面図、詳細図を作成する。各種撤去取壊図含む。

(6) 数量計算

決定した詳細設計に対して、数量算出要領に基づき、各工種毎に数量を算出する。

(7) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図・概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。

なお、照査技術者を主任技術者他と別に選任のこと。

(8) 報告書作成

設計業務成果概要書等のとりまとめを行う。

(9) 打合せ協議

打合せについては最低3回とする。

実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。

5. 本業務実施にあたり、関係地権者及び地元区へ測量実施の通知を配布するので、実施時期について協議を行うこと。民地へ立ち入る場合で、所有者等が居る場合は必ず声をかけ身分を明示すること。名札等着用のこと。

6. 成果品提出時においては、社内でチェックを行い、ミス等のないようにすること。

各測量成果については、公共測量作業規程等に基づき精度管理を行うこと。

7. 報告書は次のとおりとする。

1) 規格

A4版ファイルとする。(図面折込)

2) 提出部数

成果品2部、保存媒体(CD-R等)1枚を基本とする。

その他詳細については、打合せ時に協議のこと。

保存媒体には全ての写真、文書、数量表はマイクロソフト エクセルデータ、CADデータ(JW)及びPDF変換データ(A3変換)等を保存して提出のこと。

(一般のパソコンで容易に作業できるものとする)

測量・設計・境界確認を含めた納品とすること。